

特定非営利活動法人 ADRA Japan 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 ADRA Japan という。カタカナ表記は、アドラ・ジャパンとする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人はキリスト教精神を基盤とし、世界各地において今尚著しく損なわれている「人間としての尊厳の回復と維持」を実現するために、国際協力の活動を行う。その方法は、各国 ADRA 支部とパートナーシップを築きつつ、人種、宗教、政治の区別なく全人的援助と自立を図る支援を継続していくことである。また、これらの活動を通し、国際社会に貢献できる知恵と技術の備わった人材の育成と、この活動を支える日本社会に国際支援への啓発を促していく使命も担っている。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 経済活動の活性化を図る活動
- (13) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (14) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 開発途上国における支援の必要な人々への開発支援事業
- (2) 国内外における自然災害、飢餓、及び戦争等による被災民や難民等への緊急支援事業及び復興支援事業並びに自然災害等に対する防災・減災事業
- (3) 国際協力を通し学生・社会人に対する国際人としての人材育成事業
- (4) 各国政府、国際機関、及び関連団体との情報交換、連絡調整、協力及び人材の派遣
- (5) 国際協力に関する日本の社会への啓発と広報事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次の3種とし、アドラ正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) アドラ正会員 この法人の理念と目的に賛同し、本法人の活動を支援するために入会した個人及び団体

- (2) アドラ賛助会員 この法人の活動に賛同し、本法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) その他の会員 この法人の活動に賛同し、別に定める規則により入会した個人又は団体

(入 会)

- 第 7 条 アドラ正会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2. アドラ賛助会員又はその他の会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書をアドラ事務局に提出し、所定の会費を納入した時点で入会となる。
 - 3. 会員として入会しようとする者については、正当な理由がない限り入会を拒むことはできない。

(会 費)

- 第 8 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事長の判断で、その資格を喪失させることができる。
- (1) 退会の申し出をしたとき
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
 - (3) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき

(退 会)

- 第 10 条 会員は、事務局に退会の意思を伝えることで、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

- 第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第 3 章 役 員

(役員の種別及び定数)

- 第 13 条 この法人に次の役員を置く。
- 理事 4 人以上 9 人以内
 - 監事 1 人以上 2 人以内
2. 理事のうち、1 人を理事長、1 人を常務理事とする。

(選任等)

- 第 14 条 理事は理事会において選任する。
- 2. 理事長及び常務理事は理事会において理事の互選とする。
 - 3. 役員のうちには、それぞれ役員について、その配偶者もしくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
 - 4. 法第 20 条各号のいずれかに該当するものはこの法人の役員になることができない。
 - 5. 監事は総会において選任する。
 - 6. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第 15 条 理事長及び常務理事はそれぞれこの法人を代表する権限をもつ。

2. 理事長は、この法人の業務を総理する。
3. 常務理事は理事長を補佐し、この法人全般にわたる管理権限を有する。また、常務理事は理事長に事故がある時又は理事長が欠けた時は、その職務を代行する。
4. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任 期)

第 16 条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、監事に関しては、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は、現任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次のいずれかに該当する場合は、理事は、理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき
2. 前項及び第 22 条第1項第1号の規定にかかわらず、役員が法第 47 条第1号に規定する欠格事由に該当すると認められるときは、理事会の議決により、これを解任できる。

(報酬等)

第 19 条 役員のうち、その総数の3分の1以下の役員は報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用の償還を求めることができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第 20 条 この法人の会議は総会及び理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、アドラ正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 監事の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 合併
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 会費の額
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) アドラ正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は第 23 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電磁的方法により、開催日より少なくとも 5 日前までに各会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席したアドラ正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会はアドラ正会員総数の 4 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席したアドラ正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第 28 条 各アドラ正会員の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できないアドラ正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファックス若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他のアドラ正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決したアドラ正会員は、第 26 条、第 27 条及び第 29 条第 1 項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有するアドラ正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) アドラ正会員総数及び出席者数及び出席者氏名（書面、ファックス若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファックス若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事に表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第35条及び第37条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、ファックス若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

(書面議決)

第38条 緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面、ファックス又は電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面、ファックス又は電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

2. 前条の規定にかかわらず、書面議決の場合には、理事総数、理事長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、理事長および常務理事が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(財産の構成)

第39条 この法人の財産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理する。

第6章 会 計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 第45条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、あらたに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事長は予算の追加および更正を行うことができる。この場合は、直近の理事会でその予算の追加や更正を報告し、承認を受けることとする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席したアドラ正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) アドラ正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、アドラ正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 51 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合の解散を除く。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、総会においてアドラ正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち本法人と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(合 併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会においてアドラ正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人のインターネットホームページに掲載して行う。ただし、法第 31 条の 10 第 1 項及び法第 31 条の 12 第 1 項の公告については、官報に掲載して行う。

第 9 章 事務局

(事務局設置等)

第 55 条 この法人にこの法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

(職員の任免)

第 56 条 事務局長の任免は理事長が行う。

2. 事務局長は、常務理事が兼務することができる。

3. 事務局職員の任免は事務局長が行う。

4. 職員は、理事が兼務することができる。

(組織及び運営)

第 57 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	白石	尚
副理事長	黒木	祥和
常務理事	石井	光男
理 事	上田	健
同	曾根田	健二
同	田淵	昭三
同	長井	喬充
監 事	ジェフ	ホンゴウ

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年の通常総会までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年 3 月 31 日までとする。

6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|--|
| (1) アドラ正会員 | 個人：年間 1 口 1 万円 1 口以上
団体：年間 1 口 3 万円 1 口以上 |
| (2) アドラ賛助会員 | 個人：年間 1 口 6 千円 1 口以上
団体：年間 1 口 2 万円 1 口以上 |
| (3) その他の会員 | 理事会で別に定める額とする。 |

附 則

1. この定款は、2017 年 6 月 18 日から施行する。

2. この定款は、2023 年 6 月 18 日の第 19 回 ADRA Japan 総会において改正し、同日から施行する。

3. この定款は、2023 年 6 月 18 日の第 19 回 ADRA Japan 総会において改正し、2024 年 10 月 21 日に認証を受け、同日から施行する。